

第 4 回 JSPO ク育発第 19 号
令和 4 年 6 月 13 日

都道府県体育・スポーツ協会 事務局長 様
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 代表者 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岡 達 生
総合型地域スポーツクラブ全国協議会
幹 事 長 伊 端 隆 康

「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更について

平素より当協会スポーツ推進事業に対し格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和 3 年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会(令和 4 年 2 月 22 日開催)において、登録有効期間(当該年度の 11 月から 1 年間)に関して見直しの要望があり、令和 4 年度第 1 回総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会(令和 4 年 5 月 20 日開催)及び令和 4 年度第 1 回日本スポーツ協会地域スポーツクラブ育成委員会(令和 4 年 6 月 1 日開催)にて協議した結果、下記のとおり登録有効期間を変更することといたしましたので、ご案内いたします。

なお、当該変更に伴う総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度諸規程の改定は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会における決議が必要となることから、改定手続き完了後改めてご連絡いたします。

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運用開始に伴い、各都道府県内総合型地域スポーツクラブへの周知にご尽力いただいている中での変更となり誠に恐縮ではございますが、何卒事情ご賢察の上、ご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容(別紙「登録申請・審査・認定期間イメージ図」参照)

令和 6 年度から、登録有効期間を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
(変更前は、登録手続き当該年度の 11 月から 1 年間)

2. 登録有効期間及び登録料の取り扱い

令和 5 年度末までの取り扱いは次のとおりとする。

(1) 登録有効期間

令和 4 年 10 月 31 日までに登録申請・審査したクラブの認定期間を 5 か月延長し、令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで(1 年 5 か月間)とする。

(2) 登録料

令和 4 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの登録料は 7,000 円とする。

(登録料内訳)

- ・令和 4 年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日分 5,000 円(1 年間)
- ・令和 5 年 11 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日分 2,000 円(5 か月間)

3. その他

本件へのご対応にあたり、お気づきの点等がございましたら、下記フォームにて令和 4 年 6 月 30 日までにご連絡くださいますようお願いいたします。

URL: <https://forms.office.com/r/GWGFc1xkTR>

〈本件に関する問合せ先〉
地域スポーツ推進部
クラブ育成課 課長 小澤、山田、松尾
Mail:sc-info@japan-sports.or.jp